

北海道公害防止条例の騒音発生施設一覧表

(北海道公害防止条例施行規則別表第4)

1	金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上であること。
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が 3.75kw 以上であること。
	(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が 30 重量トン以上であること。
	(6) せん断機	原動機の定格出力が 3.75kw 以上であること。
	(7) <small>たんぞう</small> 鍛造機	
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上であること。
3	<small>ようぎょう</small> 窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上であること。
4	建設用資材の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く。）	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上であること。
	(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上であること。
5	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が 7.5kw 以上であること。
6	木材の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.25kw 以上であること。
	(3) 碎木機	
	(4) 帯のご盤	原動機の定格出力が製材用のものにあつては 15kw 以上、木工用のものにあつては 2.25kw 以上であること。
	(5) 丸のご盤	
(6) かな盤	原動機の定格出力が 2.25kw 以上であること。	
7	抄紙機	
8	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	<small>いがた</small> 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	